

議会運営委員会
協議事項
全員協議会

平成31.3.1(金)午後1時30分
平成31.3.4(月)午前9時30分

1. 議席番号等の取り扱いについて

2. 追加議案について

- (1) 平成30年度浜松市一般会計補正予算(第8号)
- (2) 平成31年度浜松市一般会計補正予算(第1号)

3. 本会議3日目及び4日目の運営について

- (1) 議事日程・議事の順序について
- (2) 議案付託件目表について

4. 意見書等の調整について

- (1) 静岡県に対し「浜松市 防潮堤工事用道路の一部分 復旧工事開始時期延期を求める意見書」の提出を求める陳情 (鈴木信行さん ほか提出)
- (2) 電話リレーサービスの公的制度の創設を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (3) 中小企業・小規模企業への支援充実を求める意見書 (創造浜松提出)
- (4) UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書 (公明党提出)
- (5) 食品ロス削減に向けたさらなる取り組みを求める意見書 (公明党提出)
- (6) 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)
- (7) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

追加議案

1 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第8号）

予算の追加 738,654 千円

繰越明許費の追加 13件 4,770,038 千円

2 平成31年度浜松市一般会計補正予算（第1号）

予算の追加 1,312,100 千円

議 事 日 程 (第3号)

平成31年3月4日(月)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 代 表 質 問
- 第 3 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

平成31年3月4日(月)午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 代 表 質 問
- 4 一 般 質 問
- 5 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第4号)

平成31年3月5日(火) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 62 号 議 案 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 4 第 63 号 議 案 平成 31 年度浜松市一般会計補正予算 (第 1 号)

議 事 の 順 序 (第4日)

平成31年3月5日(火) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 案 上 程……
 - 日程第 3 第 62 号 議 案
 - 日程第 4 第 63 号 議 案2件
- (1) 説 明
(休 憩) 議案説明会開催
- (2) 質 疑
- (3) 委 員 会 付 託
- 5 休 会 の 決 定
- 6 散 会 の 宣 告

平成 31 年第 1 回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

- 第 62 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中
第 1 項
第 2 項中
歳入予算中
第 18 款 国庫支出金
第 22 款 繰入金
歳出予算中
第 2 款 総務費
第 2 条（繰越明許費）中
第 2 款 総務費
第 3 条（地方債の補正）

厚生保健委員会

- 第 63 号議案 平成31年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中
第 2 項中
歳入予算中
第 18 款 国庫支出金中
第 2 項 国庫補助金中
第 2 目 民生費国庫補助金
歳出予算中
第 3 款 民生費

環境経済委員会

- 第 62 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）
第 2 条（繰越明許費）中
第 6 款 農林水産業費
第 11 款 災害復旧費
- 第 63 号議案 平成31年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号）
第 1 条（歳入歳出予算の補正）中
第 1 項
第 2 項中
歳入予算中
第 18 款 国庫支出金中
第 2 項 国庫補助金中
第 5 目 商工費国庫補助金
歳出予算中
第 7 款 商工費

建設消防委員会

第 62 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算 (第 8 号)

第 1 条 (歳入歳出予算の補正) 中

第 2 項中

歳入予算中

第 25 款 市債

歳出予算中

第 8 款 土木費

第 2 条 (繰越明許費) 中

第 8 款 土木費

市民文教委員会

第 62 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算 (第 8 号)

第 2 条 (繰越明許費) 中

第 10 款 教育費

浜松市議会議長



平成31年2月4日

代表者 (～KALAプロジェクト事務局)
住所 浜松市北区大原町188-4
氏名 鈴木信行
他 666名

静岡県に対し「浜松市 防潮堤工事用道路の一部分 復旧工事開始時期延期を求める意見書」

の提出を求める陳情書

「要旨」

- 2018年12月 浜松土木所長他3名と 2019年度以降の植樹育樹計画の相談に出向いた。防潮堤土木工事は2019年度で完了し、併せて工事用道路(出入口を含め)工事前の状態へ復元して西部農林へ返却するそうだ。さらに～KALAの植樹&草刈イベントはトビオか清掃工場へ駐車し、徒歩入場するように言われた。今まで通り～KALA活動が継続できるよう陳情する。
- 浜松市内 防潮堤工事用道路の一部 篠原工区5付近出入口を含む防潮堤南側道路(「篠原工区3・4・5」「舞阪工区3」)の幅6m道路(長さ約3000m)の復元工事開始時期を2025年4月以後に延期するよう陳情する。

「理由」

- ～KALAプロジェクトは毎年 県浜松土木・西部農林事務所・浜松市と協定をして活動しています。2012年9月から「浜松市内の防潮堤に広葉樹混植密植で津波から市民の命が助かる確率が高まり、保全期間も少なくすむ植樹方法」を提案し実践して来ています。
- 防潮堤への植樹は3年前2015年11月から2018年11月迄16回の植樹で、幅1m長さ累計3000mに達しました。～KALAプロジェクトは植樹だけでなく、混植密植で草刈作業不要となるまで4年間、草刈保全を実践しています。
- 防潮堤事業は一条工務店の300億円の寄付金に浜松市内商工会や自治会からの寄付金15億円一部2mかさ上げ費用に28億円を浜松市が負担したと聞いています。浜松市市議会も市民ボランティアネットワークの～KALAプロジェクト活動を理解し、県へ意見書を提出するよう陳情します。

県知事 川勝 平太 様

浜松市 防潮堤工食用道路の一部分

復旧工事開始時期延長を求める意見書（案）

- 1 2020年にはオリンピックもあり、国は観光を推進しています。浜松市も観光に力を入れております。
- 2 浜松観光の目玉と成り得る、日本初の土とセメントで作ったCSG工法の防潮堤。そこに市民ネットワークで作った広葉樹の森（現在 累計3000m）づくり継続中。
今後、2024年まで植樹・草刈りの計画があります。2019年度にはサイクリングロード整備計画、県営野球場もトビオ隣接地に計画と聞いております。総合的に見れば将来海岸観光には防潮堤内への交通アクセスが必要になって参ります。駐車場も必要です。
- 3 浜松市商工会議所は「みんなでつくろう防潮堤」をキャッチフレーズで推進しています。土木作業や植栽は県土木主導で進められています。
2019年度 土木工事終了に伴い「工食用出入口」は閉鎖し、せっかく堅くなった6m幅の防潮堤南側道路17.5kmも3～4m幅に縮小し管理作業車が通るのみとなるそうです。
- 4 防潮堤へのアクセス道路や駐車場が無くなると、～KALA プロジェクトの2019年以降の植樹・草刈り行事が困難となります。
「みんなでつくろう防潮堤」のキャッチフレーズ通り、本物の「みんなで」を考える時と思います。
- 5 まずは20種類以上の広葉樹苗木を手配し、植樹から草刈りまで実践している市民ネットワーク～KALA プロジェクトのボランティア活動が継続できるよう防潮堤復旧工事を一部延期として下さい。

「復旧工事の延期期間と場所」

2024年度まで 篠原工区5出入口と篠原工区3・4・5 舞阪工区3南側工食用道路（約3000m）+駐車場

6 復旧工事延期不可の場合

前記場所を現状のまま浜松市へ無償譲渡下さい。現在、浜松市の遠州灘防砂林は国・県・市・個人所有地が入り組んだ形となっております。県管理では松を植え、保全管理に多額の税金が使われます。浜松市管理となれば、入場料や駐車料の徴収や観光事業への大きな期待も可能です。

電話リレーサービスの公的制度の創設を求める意見書（案）

社会生活に欠かせない電話の利用手段は主に音声で、ろう者、難聴者、中途失聴者はこれを利用することができず、生活上の大きな支障となっている。近年、国民のほとんどが利用している携帯電話、スマートフォンには可視機能があり有効な連絡手段ではあるが、文章では正確な情報が伝わらないおそれがあり、緊急時の対応には課題が残る。

電気通信事業法第6条では、「電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。」としている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条に「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」とある。聞こえない人は電話の利用ができず、聞こえる人も聞こえない人に電話連絡ができない現状は前述2法の趣旨に反していると言える。

日本国内において民間団体の努力によって始まった電話リレーサービスは、オペレーターがろう者等と聞こえる人を手話や文字と音声を使い、電話で即時双方向につなぐサービスであり、ろう者等にとって、安心して安全な生活を守り支える大切なツールとなっている。現在、我が国において電話リレーサービスを展開している事業者はまだ数が少なく、24時間365日利用することができない。さらに、オペレーターとして活躍できる人材も不足しており、人材の育成も急務である。事件事故は時を待たない上に、ろう者等ほど事故に遭う可能性が高い。平成30年10月、奥穂高岳で起きたろう者の遭難事故では、3名のうち2名が電話リレーサービスによる連絡により救助された。

現在、電話リレーサービスが世界25カ国で公的制度として実施されており、それらの国々ではろう者等の社会参加は促進され、ろう者等はみずからの能力を発揮して、第一線で活躍している。我が国においても公的制度となれば、ろう者等の社会参加促進の一助となり、結果、社会的利益の増大、共生社会の実現が図られる。

よって、国においては、電話リレーサービスの公的制度を早急に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業・小規模企業への支援充実を求める意見書（案）

日本経済は、人口減少はもとより、人工知能・ビッグデータ・I o Tといった新たな情報化への対応、海外との競争の激化など、さまざまな構造変化に直面している。こうした中、持続的かつ実質的な経済成長を実現し続けるためには、経済の新陳代謝とさらなるイノベーションが不可欠であり、中小企業・小規模企業はその重要な役割を担っている。

現在、中小企業・小規模企業は国内の企業数の9割以上を占め、その従業員数は雇用全体の約7割を占めていることから、日本経済の担い手として中小企業・小規模企業が確実に活躍・発展できる環境を整備していくことが重要である。

また、中小企業・小規模企業は、経営者の高齢化、人手不足、事業承継、技術の高度化や海外展開等、多くの課題に直面していることから、こうした経済社会の急激な変化に対応し、地域産業の継続性を確保するための施策が必要となっている。

さらに、他の先進国に比べ日本の開業率は低く、起業により新たな雇用やイノベーションを生み出すためにも、起業環境の整備を進める必要がある。

よって、国においては、中小企業・小規模企業への支援を一層充実させるため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保険料の事業主負担の軽減など、中小企業・小規模企業が正社員の雇用を維持・拡大するために必要な施策を講じること。
- 2 ものづくりの技術・技能の伝承、起業・育成支援の体制強化、商店街を核とした地方中心市街地の活性化、海外展開支援などを一元的に推進すること。
- 3 国による働き方改革の推進のもと、地方公共団体が各地域の実情に応じて講じる中小企業・小規模企業の人材確保、人材育成、職場環境整備及び生産性向上並びに若者・女性等の中小企業・小規模企業への就労支援に向けた施策に対し、財政措置も含め、積極的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書（案）

都市再生機構（UR）の賃貸住宅の設備は、全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕における居住者負担項目の削減など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成31年度予算案には、20年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については退去時まで家賃減額を延長することや、バリアフリー改修に係る補助率の引き上げなどに要する予算が計上されている。

さらに、2019年度からは「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が始まる。

よって、国においては、UR賃貸住宅団地が多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まちになるよう、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 2033年度までに250程度の団地において地域医療福祉拠点の整備を着実に進めること。
- 2 団地機能の多様化に伴い高齢者や子育て支援施設の整備を進めること。
- 3 健康寿命サポート住宅の供給を拡充すること。
- 4 UR賃貸住宅ストックの活用に当たっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

食品ロス削減に向けたさらなる取り組みを求める意見書（案）

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間約646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。

国は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿って、家庭における食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しており、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、今や必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人がおのおのの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、食品として活用していくことが重要である。

よって、国においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けたさらなる取り組みを進めるため、主管官庁を明確にした上で、下記の事項について真摯に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けた国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みに対してさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の
処遇改善を求める意見書（案）

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全で安心な生活ができるよう適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。クラブで児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要がある。

そのため、放課後児童クラブで突発的な事故が生じた場合、事故に対応する職員だけでなく、それ以外の児童に対応する職員が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされている。職員の配置等については国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に「従うべき基準」とされている。

一方、地方分権改革の提案を受けて、国は、当該従うべき基準を参酌化することについて、今後、地方分権の議論の場で検討することとしている。

しかし、当該基準を緩和して職員1名が多くの児童を受け持つことになった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。そもそも放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該基準が定められたものである。これを単に放課後児童クラブの職員の確保が難しいという理由から緩和すべきではない。

また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠である。そのため、国は経験等に応じた放課後児童支援員等の処遇改善を進めるための事業を始めたが、改善はいまだに不十分な状態である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇改善のさらなる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にすることなどから、最近では鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されている。

平成27年に国の認知症施策推進総合戦略が策定され、認知症の発症については、加齢、遺伝性のもの、高血圧に加え、難聴も一つの要因とされており、難聴と認知症は関連性があると考えられている。

また、難聴のため車の運転も困難になり、火災や地震などの災害に遭った場合、対応のおくれにより大きな事故にもなりかねない。

日本では、一般に補聴器は片耳だけで3万円から20万円までと高価で、保険適用でないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴者は、補装具費支給制度による支給などはされているものの、その対象者はわずかであり、また対象者であっても9割は自費となることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められている。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器のさらなる普及で加齢性難聴者になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命延伸、医療費の抑制につながると考える。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。